

I 研究の背景と趣旨

1. 学習指導要領の改訂とインクルーシブ教育システム構築の動き

平成 19 年 4 月に特別支援教育が学校教育法に位置付けられた翌年度の平成 21 年 3 月には、学習指導要領の改訂が行われ、特別支援学校学習指導要領が告示された。この時の改訂では、障害の重度・重複化、多様化への対応、一人一人に応じた指導の充実、自立と社会参加に向けた職業教育の充実、交流及び共同学習の推進が改善事項として示された。

この学習指導要領が実施されてきた時期は、我が国の障害者政策の改革が、平成 25 年 1 月の「障害者の権利に関する条約」批准に向けて進められてきた時期でもある。障害者に関する法制度の整備が、平成 23 年「障害者基本法の一部改正」を端緒として、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の制定などとともに進められてきた。文部科学省においては、中央教育審議会初等中等教育分科会で今後の我が国の特別支援教育の在り方等について議論され、平成 24 年 7 月に「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」としてまとめられた。同報告を踏まえて、障害のある児童生徒の就学先決定の仕組みに関する学校教育法施行令が改正されている（平成 25 年 9 月 1 日施行）。同報告においては、特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム構築のために必要不可欠なものであるとしている。具体的には、一貫した指導・支援ができる仕組みの必要性や、交流及び共同学習の推進、教職員の専門性向上等に関して必要に応じた外部人材の活用や研修の充実などが必要であると報告された。

また、平成 24 年 12 月に文部科学省に設置された「育成すべき資質・能力を踏まえた教育目標・内容と評価の在り方に関する検討会」は、今後の学習指導要領の構造として重視すべきポイントについて議論してきた。平成 26 年 3 月にまとめた論点整理において、「育成すべき資質・能力を踏まえた授業をはじめ、一人一人の子供へのきめ細かな 指導の実現も、学校の組織力に多くがかかっており、校長を中心に教育課程を核にしたマネジメントの確立が喫緊の課題となっている。」「各学校においては、諸条件を適切に活用して、教育課程や指導方法等を不断に見直すことにより効果的な教育活動を実現するといったカリキュラム・マネジメントの確立が求められている。」とカリキュラム・マネジメントの促進に係る取組の重要性を挙げている。

2. 本研究所で取り組んできた教育課程に関する研究

本研究所では、過去 4 年間、以下の教育課程に関する研究に取り組んできた。

(1) 平成 22・23 年度専門研究 A 「特別支援学校における新学習指導要領に基づいた教育課程編成の在り方に関する実際研究」

この研究では、特別支援学校における新学習指導要領の下での幼児児童生徒個々の教育的ニーズに対応した教育課程編成の在り方について検討することを目的とした。

具体的には、今回の学習指導要領の改訂に関連して、幼児児童生徒の実態を踏まえた望ましい教育課程の編成、個別の指導計画の作成の現状と今回の改訂のポイントのメリット、自立活動の編成の在り方や課題、交流及び共同学習に係わる教育課程上の位置づけと課題、重複障害学級における教育課程編成の実態と課題、外国語活動の現状、教育課程の評価について、平成 22 年度

における状況を実態調査（全特別支援学校への質問紙調査法）により把握するとともに、研究協力校における実践の状況調査をとおして、その望ましい在り方について検討した。

その結果以下のことが明らかになった。

①全国特別支援学校を対象とした質問紙調査

質問紙調査からは、新学習指導要領を踏まえた教育課程編成について、多くの学校において、既に様々な工夫が見られることが分かった。特に、新学習指導要領への移行を見越して、先進的に、あるいは、先取りして様々な工夫をしている学校が見られたが、その一方で、新学習指導要領を踏まえてどのように教育課程編成を行っていくのかをまだ慎重に模索していると思われるような学校も見られた。そして、各障害種別や知肢併置の分析から、自立活動や重複障害学級の教育課程における以下のような特色も明らかにすることができた。

ア. 自立活動

自立活動の時間は、その障害種別の状況では、「設定している」との回答が、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱では、およそ80～100%の範囲であるのに対して、知的障害では、45%と半分以下であり、「特に設定していない」が25%と他に比べて特に高かった。

自立活動の課題としては、担当者の専門性の向上や専門性の高い教員の確保など、担当者の専門性に関する事項を挙げる学校が多く、児童生徒等に応じた指導内容や時間の設定に関する事項も多かった。また、求められる専門性の内容は、障害によって異なっていた。

イ. 重複障害学級

視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱の重複障害学級の教育課程は、「自立活動を主とした教育課程」、及び、「知的障害特別支援学校の教育課程」を編成する学校が、小、中、高等部ともにほぼ70%であった。「下学年・下学部の教科指導を主とした教育課程」を編成する学校は、各学部ともに30%台で、「当該学年を主とした教育課程」を編成する学校は、各学部ともに20%弱であった。

障害種別の教育課程編成の特徴については、肢体不自由部門単独の学校では他の障害種に比較して小・中・高等部一貫して「自立活動を主とした教育課程」、「知的障害特別支援学校の教育課程」を編成する学校が多かった。この傾向は、知肢部門併置の特別支援学校でも見られた。また、知的障害の特別支援学校の重複学級においては、自閉症を併せ有する児童生徒が多いことが明らかとなり、自閉症の教育内容や集団編制等の在り方についての検討が課題であることが挙げられた。

②各学校を対象とした事例研究

研究協力機関（特別支援学校）8校への訪問調査の結果から、以下の3点が明らかとなった。

ア. 指導内容の一貫性と系統性に関する取組

幼、小、中、高の各学部における指導内容の一貫性と系統性を重視し、教育課程編成やその実施に取り組む学校がある一方、それを課題として検討を始める学校もあった。

イ. 幼児児童生徒の実態の多様化への対応に関する取組

教育課程の類型化、習熟度別グループ編成、コース分け、自閉症への対応を考慮した教育課程編成など、多様な取組が見られた。特に、知的障害の特別支援学校では、高等部の類型化に関する課題が多く挙げられていた。

ウ. 専門性向上に関する取組

自立活動の指導と各教科の指導との関係の明確化、自立活動を主とする教育課程での教科の位置づけの明確化、その上での授業づくり等を含む研修の必要性が挙げられた。

③この研究で明らかになった課題

この研究から、以下の点が課題として示された。

ア. 学校事例についての質的な研究の必要性

質問紙調査により各特別支援学校の教育課程の編成が非常に多様化してきていることが分かった。しかし、具体的に、どのような教育課程編成が行われているか、その実像を個別に把握するまでには至らなかった。そこで、各障害種別や複数障害種対応など、いくつかの観点から学校事例の丁寧な質的研究が必要である。

イ. 小・中学校の「特別の教育課程」編成に関する研究の必要性

小・中学校の通級による指導や特別支援学級における「特別の教育課程」の編成においては、特別支援学校の学習指導要領を参考にすることから、平成21年改訂の学習指導要領が小・中学校の「特別の教育課程」編成にどのような影響を与えているかを把握する必要もある。なお、小・中学校の通級による指導や特別支援学級における「特別の教育課程」の編成について、特定の障害に限らず全体的に把握する調査は、平成23年度までに本研究所では行ってきていない。

ウ. 教育課程の評価に関する研究の必要性

各特別支援学校は、文部科学省が示している学校評価ガイドラインなどを参考に、教育課程についても評価していくことになる。そして、教育課程の評価にあたっては、「教育課程の編成・実施の状況」「各教科等の指導計画とその評価」「個別の指導計画とその評価」「指導内容・方法等」が評価の対象と考えられる。これらを踏まえて、各学校においては教育課程の評価が行われているが、その実態や課題が全体的に把握されてない状況である。教育課程の改善に向けて、その評価についての検討が必要である。

(2) 平成24・25年度専門研究A

「特別支援学校及び特別支援学級における教育課程の編成と実施に関する研究」

この研究では、前研究の結果を踏まえ、研究協力機関となる特別支援学校への継続的な訪問調査により、前回の研究で明らかとなった課題である複数障害種に対応する特別支援学校における教育課程編成、教育課程の類型やコース制、高等部における職業教育、交流及び共同学習の教育課程上の位置づけ、自立活動と他領域及び各教科の教育課程編成上の関連等について現状を把握し、当該学校関係者の協力も得ながら、これらの課題解決のための教育課程編成の在り方について検討した。

併せて、小・中学校の特別支援学級における「特別の教育課程」の編成と実施に関して、1) 全都道府県・指定都市教育委員会を対象とした質問紙調査、2) 山形県・福井県・長崎県の全特別支援学級設置小・中学校の特別支援学級を対象とした質問紙調査、3) 小・中学校の特別支援学級を対象とした実地調査及び協議を行った。それらにより、小・中学校の特別支援学級の「特別の教育課程」の編成及び実施における現状と課題を明らかにし、課題解決のための教育課程編成の在り方について検討した。

その結果以下のことが明らかになった。

①特別支援学校の教育課程の編成と実施

「教育課程の類型やコース制」、「複数障害種に対応する特別支援学校における教育課程編成」、「高等部における職業教育」、「交流及び共同学習の教育課程での位置づけ」、「自立活動と他領域及び各教科の教育課程編成上の関連」の5課題について、文献調査、研究協力機関（特別支援学校）9校への実地調査及び研究協議会の開催による情報収集及び課題分析を行った。

ア. 教育課程の類型やコース制

各特別支援学校（研究協力機関）においては、在籍する幼児児童生徒の障害の状態、地域の特性を踏まえ、学校教育目標の具現化を図るべく、校内協議が進められ、類型やコース制を採用している。類型やコース制を設ける際に求められることは、類型やコース制について、1) 児童生徒の特性、進路等に応じた適切な設定、2) 指導の目標と内容が第三者にわかりやすいこと（ガイダンス機能）、3) 学校教育目標の達成に向けて、学校としての一貫性（指導の方針が同じであること）や系統性（指導の順序性が明確であること）が示されることである。

イ. 複数障害に対応する特別支援学校の教育課程編成

病弱と肢体不自由を併置する特別支援学校では、障害の違いはあるが、教育課程編成については大きな違いはないと考え、自立活動と体育以外は基本的に指導教科・領域の時数は同一とし、教育課程上でも整合性をとっていた。また、入試や個別の指導計画、校内研究に至るまで、幅広い工夫と取組がなされていた。

知的障害と肢体不自由を併置する特別支援学校では、両部門の教育課程の独立性を大切にしながら、OJTや研究授業を通して、肢・知併置の利点活用を推進することにより、学習指導の充実を図っていた。また、授業の計画・実施・評価・改善（PDCA）のプロセスにおいて、肢体不自由、知的障害の各部門の教員が協力をしてそれぞれの利点を活用しながら、学習指導を改善・充実した事例研究を行っていた。

ウ. 高等部における職業教育

教育課程の類型やコース制の設定、作業学習の班編成など、各グループでの指導を検討、工夫することにより、より各生徒の実態に対応した職業教育がなされている。学習・作業・実習の時間のバランスを踏まえた授業時間の配当や学校独自の学校設定教科を設けるなど、具体的な改善が見られた。

また、職業教育の内容を、より実際的なものにするという点で、企業と連携し、現場実習の結果を検討すること等により、作業学習等の指導内容として何が必要かを検討すること、企業からの意見を積極的に聴取するなど、想定される就職先と連携した取組を進めることも重要であると考えられた。

エ. 交流及び共同学習の教育課程上の位置づけ

各校においては、年間指導計画に交流及び共同学習を位置づけて実践がなされ、相手校との連絡会などでの目標設定、学習内容、評価の確認や活動の工夫に努めている状況があった。交流及び共同学習は「総合的な学習」や「各教科」等、さまざまな場面で実施されているが、今後の「インクルーシブ教育システム構築」と結びつきの深い教育活動と考えられる。このため、今後、更に各学校の実践の集積が重要となろう。

オ. 自立活動と他領域及び各教科の教育課程編成上の関連

担任または自立活動主担当が指導計画を作成し、全職員が、小・中・高等部と系統的にみられるようにしていた。特に、個別の指導計画において、作成時に目標や内容の根拠を明示し、

内容を保護者に確認していた。また、自立活動と各教科等との関連は教育課程編成上は整理されているが、実施に当たっての全教職員での共通理解は課題である。

評価は、実施授業毎に、指導者間で情報共有を図りながら行っていた。通知票記載の際に、自立活動担当者と担任との協議を行ったり、評価規準を明確にして、根拠を明らかにしながらより客観的な評価を行ったりするように努めている。

「個別の指導計画」との関連、障害に対応した専門性、指導の一貫性・系統性、学習指導要領に示された各項目との関連性をどのように図っているかという評価に関する課題がある。

②特別支援学級における教育課程の編成と実施

特別支援学級における教育課程編成については、これまで本研究所では十分な調査が実施されておらず、実態を明らかにしていない状況があった。この研究においては、都道府県・指定市教育委員会質問紙調査、3県（山形県、福井県、長崎県）の特別支援学級質問紙調査及び4県（茨城県、山形県、福井県、長崎県）の特別支援学級実地調査を実施した。

ア. 全国都道府県・指定市教育委員会調査

各教育委員会では、手引き等を作成（54%）したり、研修を設定（99%）したりして特別支援学級における指導の充実や教育課程の編成に向けた取組が行われていた。一方、特別支援学級の教育課程編成に関する課題として、専門性の確保・向上・維持に関すること、障害の程度や学年等が大きく異なる児童生徒が在籍している特別支援学級の教育課程編成の在り方、障害の程度が異なる児童生徒が同一学年に在籍している場合の教育課程の編成の在り方、特別支援学級に在籍する児童生徒における交流及び共同学習の教育課程上の位置づけ等を挙げる教育委員会が多かった。

イ. 小・中学校の特別支援学級における「特別の教育課程」の編成と実施に関するアンケート調査（3県対象）

特別支援学級における教育課程の内容・方法についての課題として、いずれの県の小学校でも中学校でも、「自立活動をどのように組み立てたらよいかわからない」や「どこに視点、重点を置いて編成したら良いかが分からない」が多く挙げられた。

特別支援学級における教育課程の組織・運営面の課題としては、いずれの県の小学校・中学校でも、「教育課程編成の際、校内で特別支援学級の教員以外の教員との協議ができない」や「保護者の要望に、どのように対応して教育課程を編成したらよいかわからない」が多く、また「特に課題となることはない」と多くが回答した。なお、いずれの県も知的障害特別支援学級と自閉症・情緒障害特別支援学級が、県内の学級数全体の約9割であった。

ウ. 特別支援学級訪問調査

4県（茨城県、山形県、福井県、長崎県）における小学校特別支援学級に対する訪問調査を実施した。調査内容は、校内での特別支援教育の推進の現状、特別支援学級の概要（在籍児童数、児童の実態、交流及び共同学習、卒業後の進路等）、特別支援学級の教育課程編成の手順、特別支援学級の教育課程編成の内容・方法に関する課題と工夫、特別支援学級の教育課程編成に関する学校組織や運営面の課題と対応であった。

特に、特別支援学級における教育課程編成及び実施の現状と課題では、在籍児童の実態が多様であることによる教育課程編成の難しさ、児童の実態把握や指導内容の選定が、妥当であるのか不安、在籍児童全員による授業時間の確保の難しさが示された。これに対し、

「各教科、領域、自立活動の関連性やそれぞれの指導のねらいを明確化し、指導内容の重点化・精選化を図る」や「年度初めに、交流及び共同学習先の担当者と活動内容について計画や調整を行う」等の実践があった。

学校組織や運営面の課題では、校内での特別支援学級（在籍児童）に対する理解啓発、特別支援学級の教育課程について協議する場がないことが示された。これらに対する工夫として、「特別支援学級の教室の配置に配慮する」、「公開授業や学習発表会を通して在籍児童への理解を深めてもらう」、や「他校の特別支援学級担当者と交流したり、特別支援学級担当者会に参加したりする」、「年度初めに、交流及び共同学習先の担当者と活動内容について計画や調整を行う」といった実践がなされていた。

教育委員会質問紙調査や実地調査、研究協議から、学級担任の専門性の確保・向上・維持、障害の程度や学年等が異なる児童生徒を対象とする特別支援学級の教育課程編成の在り方、自閉症・情緒障害学級に在籍する知的な遅れのない児童生徒を対象とする教育課程編成の在り方、特別支援学級に在籍する児童生徒における交流及び共同学習の教育課程上の位置づけが課題として挙げられた。特に、校内の指導体制整備、障害種に対応した専門性をどう担保するかが喫緊の課題と考えられる。

3. 本研究の課題

2. を踏まえ、特別支援学校及び特別支援学級の教育課程に関する研究をさらに進めることが重要である。

特別支援学校については、幼児児童生徒の多様なニーズに応える教育課程の編成・実施について、現状や課題を明らかにしてきた。教育課程の改善に向けては、こうした教育課程の編成・実施を適切に評価することが重要である。そこで、特別支援学校における教育課程の評価を検討することとした。

特別支援学級については、在籍児童の障害の程度や学年等が多様な学級への対応の難しさ、障害種に対応した指導の在り方等に課題があり、そうした教育的ニーズに応える担当教員の専門性向上が求められていることが明らかになった。また、各教育委員会においては、研修や手引き書の作成などで、適切な教育課程編成・実施を促進する取組もされているが、その効果が十分に発揮されていない状況もうかがえた。特別支援学級においては、学級に在籍する児童生徒の多様性への対応や担当する教員の専門性についての課題をより明確にするため、教育課程の編成・実施に関してさらに検討することとした。

引用・参考文献

- 国立特別支援教育総合研究所（2012）. 平成 22 ～ 23 年度専門研究 A 「特別支援学校における新学習指導要領に基づいた教育課程編成の在り方に関する実際的研究」研究成果報告書.
- 国立特別支援教育総合研究所（2014）. 平成 24 ～ 25 年度専門研究 A 「特別支援学校及び特別支援学級における教育課程の編成と実施に関する研究」研究成果報告書.
- 文部科学省（2009）. 特別支援学校幼稚部教育要領, 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領, 特別支援学校高等部学習指導要領. 海文堂出版.
- 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課（2013）. 教育支援資料－障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実－.
- 文部科学省(2014). 育成すべき資質・能力を踏まえた教育目標・内容と評価の在り方－論点整理－.
- 中央教育審議会初等中等教育分科会（2012）. 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）.

（長沼 俊夫）

